

## 平成29年度 かがやくあさひ 男女共同参画基本計画事業評価

### (1)実施方法

実施した81事業(再掲を含む)について、各担当課により、平成29年度の事業実績と評価を、また平成30年度取り組みについては、平成29年度の実施内容を踏まえ調査を行った。

### (2)評価基準

平成29年度の評価基準は以下となります

A: 十分取り組めた(100%以上実施)

B: ある程度取り組めた(70%以上100%未満実施)

C: あまりできなかった(40%以上70%未満実施)

D: できなかった(40%未満実施)

E: 事業未実施

### (3)評価の総括

基本目標	実施施策 項目数	A	B	C	D	E
1. 男女共同参画社会を実現するための意識の改革	16	7	6	2	0	1
2. 政策・方針等決定過程への男女共同参画の促進	17	10	4	2	0	1
3. 職場・地域・家庭において男女がともに活躍できる社会の実現	22	12	6	2	0	2
4. 健やかに暮らせる社会の形成	26	21	1	0	1	3
事業合計(事業)	81	50	17	6	1	7

割合(%)	100	62	21	7	1	9
-------	-----	----	----	---	---	---

	計	A	B	C	D	E
<b>基本目標1</b> 男女共同参画社会を実現するための意識改革	16	7	6	2	0	1
<b>施策の方向1</b> 男女共同参画に向けた教育の推進	6	3	2	1	0	0
(1)男女共同参画に関する正しい理解の普及	3	2	0	1	0	0
(2)男女共同参画に関する生涯学習の推進	3	1	2	0	0	0
<b>施策の方向2</b> 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し	3	2	1	0	0	0
(1)性別役割分担・差別意識に基づいた制度や慣行の見直し	1	1	0	0	0	0
(2)男女共同参画による行政運営	2	1	1	0	0	0
<b>施策の方向3</b> ライフステージを通じた男女共同参画意識の啓発	7	2	3	1	0	1
(1)男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発の推進	2	0	0	1	0	1
(2)子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	5	2	3	0	0	0
<b>基本目標2</b> 政策・方針等決定過程への男女共同参画の促進	17	10	4	2	0	1
<b>施策の方向4</b> 女性の力(エンパワーメント)の向上	5	4	0	1	0	0
(1)審議会等への女性の登用の推進	2	1	0	1	0	0
(2)町の女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用	1	1	0	0	0	0
(3)企業・各種団体・地域活動における男女共同参画の促進	2	2	0	0	0	0
<b>施策の方向5</b> 男女の能力の発揮を可能にするための支援	12	6	4	1	0	1
(1)能力発揮のための学習機会の提供・情報提供	3	1	1	0	0	1
(2)女性グループ・ネットワークづくりへの支援	1	1	0	0	0	0
(3)相談体制の充実と連携の強化	4	4	0	0	0	0
(4)職業能力の開発・向上への支援	4	0	3	1	0	0
<b>基本目標3</b> 職場・地域・家庭において男女がともに活躍できる社会の実現	22	12	6	2	0	2
<b>施策の方向6</b> 就労の場における男女共同参画の推進	3	0	0	2	0	1

	計	A	B	C	D	E
(1)雇用の場における男女共同参画の促進	1	0	0	1	0	0
(2)農林業、自営業における男女共同参画の推進	1	0	0	0	0	1
(3)多様な就業機会の確保に向けた支援	1	0	0	1	0	0
<b>施策の方向7 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を実現できる環境づくり</b>	<b>16</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
(1)家庭における男女共同参画の啓発	2	2	0	0	0	0
(2)総合的な子育て支援	13	10	3	0	0	0
(3)女性の再チャレンジ支援	1	0	0	0	0	1
<b>施策の方向8 地域活動における男女共同参画の促進</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(1)地域活動における男女共同参画推進と地域団体の活動への支援	3	0	3	0	0	0
<b>基本目標4 健やかに暮らせる社会の形成</b>	<b>26</b>	<b>21</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>3</b>
<b>施策の方向9 あらゆる暴力の根絶(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画)</b>	<b>13</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
(1)あらゆる暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進	2	2	0	0	0	0
(2)暴力の発見・通報のための環境づくり	2	2	0	0	0	0
(3)安心して相談できる体制の整備	4	4	0	0	0	0
(4)被害者の安全な保護と自立支援体制づくり	5	4	0	0	1	0
<b>施策の方向10 メディアにおける女性の人権の確立</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>
(1)男女共同参画の視点に立った町の刊行物発行の推進	1	1	0	0	0	0
(2)情報を読み解く力(メディア・リテラシー)の育成	2	0	0	0	0	2
<b>施策の方向11 生涯にわたる健康の保持と促進</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
(1)ライフステージに応じた健康づくりへの支援	4	3	1	0	0	0
(2)女性の健康を脅かす問題について対策の推進	1	0	0	0	0	1
<b>施策の方向12 男女共同参画の実効性の確保</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

	計	A	B	C	D	E
(1)町民との協働による男女共同参画の推進	2	2	0	0	0	0
(2)庁内の連携による計画の推進	1	1	0	0	0	0
(3)苦情処理のためのシステムづくり	1	1	0	0	0	0
(4)計画の進行管理	1	1	0	0	0	0

#### (4)評価結果のまとめ

評価を行った結果、A評価は62%で一番高いものの、広報紙・ホームページを活用した情報発信や企業への啓発、農業や自営業における推進、職員研修による意識改革など課題が見られる。男女共同参画社会の実現に向け、各事業の取り組みを充実し、着実な推進が必要である。